

入札・契約制度を取り巻く 最近の動向

国土交通省

調達方式に係る法制度の変遷

明治22年(1889)

会計法・会計規則制定

低額物件、軍事物資及び勅令で定める以外は、**一般競争入札を原則**とする

明治33年(1900)

勅令第280号制定

はじめて**指名競争入札を規定**

大正10年(1921)

会計法改定

指名競争入札を規定(勅令第280号廃止)。国務大臣の判断により**随意契約が可能**となる

大正11年(1922)

会計規則改訂

はじめて入札に参加させない条件を規定

昭和22年(1947)

会計法改訂、予算決算及び会計令制定

予算・決算手続は財政法を制定して分離。会計手続部分は旧制度を踏襲。

昭和36年(1961)

会計法の大改訂

契約担当官を規定(責任体制の明確化)。一般競争入札への参加資格を規定。最低価格者以外の選定を可能とする。

国土交通省における入札・契約制度改革の取り組み

近年、国土交通省においては、『競争性・透明性の向上』、『品質の確保』、『不正行為の防止』を3本柱に、入札制度改革を推進中

	競争性・透明性の向上	品質の確保＝技術力競争	不正行為の防止
平成 6年(1994)	一般競争入札の導入	WTO、ゼネコン汚職	
§			
平成 9年(1997)		VE方式の導入	
平成10年(1998)			
平成11年(1999)	社会不信	総合評価方式の試行	民間の技術を活用する 新たな入札・契約方式 の試行・導入
平成12年(2000)	入札契約適正化法		
平成13年(2001)	一般競争入札の運用範囲の拡大 電子入札試行開始	工事コスト調査の開始 低入札の増加	工事費内訳書の提出試行
平成14年(2002)	特殊法人等における予定価格の事前公表試行	総合評価方式の本格実施 ダンピング対策	官製談合防止法
平成15年(2003)	電子入札の全面実施	技術力評価の重視(工事成績、 経験、技術者) 技術力評価データベースの整備・活用推進	違約金条項の創設 指名停止措置の強化
平成16年(2004)			
平成17年(2005)	(一般競争入札の拡大)	公共工事品質確保法	独占禁止法の改正

朝日新聞 17.4.30

読売新聞 18.4.26

公取委が刑事告発する
のは03年の東武副都心線の
水道メーター取替事件以
は川島橋梁工事案など

市場規模、年350億円

17社が組織する「不公正取引防止会」は、2017年度に「不公正取引防止法」に基づき、17社の組織を「不公正取引防止会」として再編し、1社1社の組織とする。一任して任された。

「A会（同・東会）」
複数の橋梁業者が、
と、K会とA会は毎
4月10日総会を開
「不公正取引防止法」に基づき、
工事の受注調整を目的に
一任して任された。

官公庁が発注する鋼鉄製の橋梁（鋼橋）工事をめぐる、メーター計約100億円規模の組織が談合を繰り返していた疑いが強まり、公正取引委員会が組織の主要メンバーを独占禁止法違反（不当な取引制限）容疑で刑事告発する方向で検察当局と協議を始めた。03年度刑事告発のため、04年度に上る巨大市場で、大規模な談合事件に発展する可能性が窺われた。

公取委 50社加盟2組織

橋梁談合刑事告発へ

独禁法違反容疑

04年度のK会の責任幹事は橋梁業者メーター取替の橋梁プロジェクト、副幹事は川島橋梁工事、川島橋梁工事。A会は責任幹事が川島工業、副幹事が高田機工、栗本鉄工所だった。また03年度はK会の責任幹事が橋梁プロジェクト、副幹事が「E・E・エス・エス」と東京鉄橋工業、A会は責任幹事が川島工業、副幹事

が高田機工と可
造だった。
幹事各社の業
は、国の工事
実績をもちに
順番で割り付
た。長年談合
していたとされ
公取委は昨年

談合事件の続発

- ・ 昨年からの鋼橋上部、水門、し尿・汚泥処理施設等の工事において、業界規模での談合事件が続発。
- ・ 平成18年1月から独占禁止法が改正され、談合の摘発・罰則が強化。

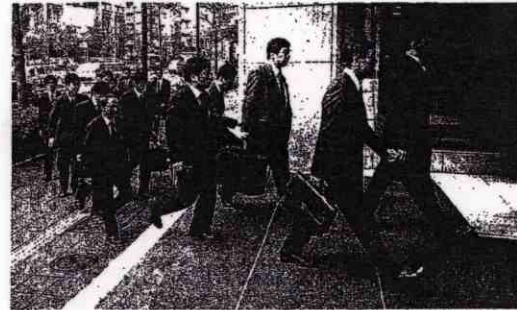
汚泥 強制調査

「汚泥の採取」が義務づけられ、公取委が強制調査を行う。汚泥の採取は、公取委が指定した業者が行う。採取した汚泥は、公取委が指定した検査機関で検査される。検査結果は、公取委に報告される。公取委は、検査結果に基づき、談合の有無を判断する。公取委は、談合の有無を判断する。公取委は、談合の有無を判断する。



- 昨年以降の公取委の主な動き
- 2005年8月 - 汚泥処理施設を巡り、公取委が在取調所などメーター14社に立ち入り検査
 - 9月 - 橋梁鋼橋工事の談合事件で、公取委がメーター45社に排除勧告
 - 06年1月 - 談合企業排除制度や公取委の強制調査権などを導入した改正独占禁止法が施行
 - 3月 - 汚泥調査の強制調査に向け、公取委が事件審査を「組織審査」に移す
 - 公取委が談合企業排除制度に基づく企業の申出を受け、水門工事、トンネル・橋梁工事の談合組織でメーター14社に立ち入り検査

改正独禁法 威力



墨田区工務局に接見に入る公取委員ら（25日午前、東京・新橋区で）

談合摘発 ラッシュ

Y3
— 公取委 —

公取委は、汚泥処理施設を巡り、公取委が強制調査を行う。汚泥の採取は、公取委が指定した業者が行う。採取した汚泥は、公取委が指定した検査機関で検査される。検査結果は、公取委に報告される。公取委は、検査結果に基づき、談合の有無を判断する。公取委は、談合の有無を判断する。公取委は、談合の有無を判断する。

汚泥処理施設 高い専門性

汚泥処理施設は、高度な専門性を要する。公取委は、汚泥の採取を強制し、談合の有無を判断する。公取委は、談合の有無を判断する。公取委は、談合の有無を判断する。

「体質改善」
「体質改善」は、公取委が強制調査を行う。汚泥の採取は、公取委が指定した業者が行う。採取した汚泥は、公取委が指定した検査機関で検査される。検査結果は、公取委に報告される。公取委は、検査結果に基づき、談合の有無を判断する。公取委は、談合の有無を判断する。公取委は、談合の有無を判断する。

